平成２５年（フ）第１１７５号
大阪府東大阪市若江南町１丁目３番29号
債務者　冨田建設こと　冨田　英治
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７８号
大阪府吹田市千里丘上８―14、住民票上の住所大阪府寝屋川市高宮１丁目11番14号
債務者　齋藤　浩継
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　史記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６０号
大阪市西区立売堀１丁目14番22―1203号
債務者　「集」プランニングオフィスこと　池田　哲朗
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３２号
堺市中区土塔町3157番地13
債務者　高島　泰裕
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９１号
大阪府守口市滝井元町３丁目５―12、住民票上の住所大阪市中央区谷町２丁目３番２号モリイコビル８階
債務者　飯田　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０２号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番55―312号
債務者　真下馬左也
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２４号
福岡市中央区高砂１―16―31　ドリームステイ天神南グラースⅠ―206、住民票上の住所兵庫県芦屋市高浜町18番16号
債務者　吉永　直樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９３号
福岡県太宰府市御笠１丁目６番27号
債務者　御笠設備・博多南部商事こと　大薮　徹
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　靖夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２９号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　19棟204号
債務者　大川　信二
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　聖士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１８号
山形市南松原２丁目１番地３　Ｇ―403号市営南山形アパートＧ棟、前住所山形市南松原２丁目１番地１　Ｂ－４
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２１号
山形市長町１丁目５番24号、前住所山形市千歳１丁目６番14号
債務者　海藤　政太
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２５号
山形市桧町２丁目１番１―404号　北部アパートＣ、前住所山形市江南４丁目３番12号佐藤アパート202号
債務者　勝見　美和
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
岩手県一関市中里字沢田41番地７
債務者　千田　浩子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第７７号
島根県出雲市渡橋町248番地１ヴィラ北村203
債務者　佐貫　　肇
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５４５号
住所秘匿、住民票上の住所埼玉県草加市稲荷６丁目11番39号
債務者　堀川千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
埼玉県春日部市豊町１丁目18番８号　シティハイム金子103号
債務者　齋藤　正夫
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係